

	発言要旨	市のコメント	担当課	
1	精神障がい者に対する理解の促進について	個人情報保護法が施行されたことにより、家族会の活動が制限される部分が出てきている。その中で、障がい者への偏見は根深くあるが、精神障がい者に対する理解の促進をお願いしたい。	会員対象者への家族会の周知については、手帳交付時等に会の連絡先等をお知らせすることは可能と考える。 理解促進については、市の広報や社会福祉協議会（障がい者地域活動支援センターあけぼの）に委託して行っている事業の中で研修会等を行い取り組んでいる。今後も継続するとともに専門機関との協働による講座等の開催も検討してまいりたい。	障がい福祉課
2	精神障がい者の自立の機会、支援について	精神障がい者手帳の交付をうけている人は、市内で500人程度と聞いているが、多くは、自宅に閉じこもっているのが現状と思われる。その方たちを施設や作業所に通わせる働きかけを家族会で行いたいと考えているが、家族会の働きかけだけでは限界のところもあり行政の支援をお願いしたい。	精神障がい者に対しての訪問は、保健師のほか看護師資格がある精神障がい者生活支援員を1名非常勤で雇用し対応している。訪問は、ご本人や家族からの相談のほか地域の方や民生委員等からの相談があった場合にも対応しているので必要な際はご相談いただきたい。	障がい福祉課
3	精神障がい者の住居支援について	親としては、自分が居なくなったあとのことを一番心配している。そのためにも、自立できるように育てていくための、グループホームが必要だと思う。	グループホームは、市内に24施設あり、定員は131名となっている。そのうち精神障がい者が14名入所しているが、精神障がい者のみ対応しているところは1施設であり、他は、知的障がい者と一緒に入所している状況である。 現在、市で把握している精神障がい者のグループホームへの入所待機者は1名となっているが、担当部署と家族会との間で認識のズレがあると感じる。正確なニーズ調査をする必要がある。 また、既存の施設で精神障害者専用のグループホームをやっていただく施設が他にもあるのか、ないのであればどのような問題点があるのかも含めて調査する必要がある。ただ、このような施設はあまり成り手がいないという問題もある。	障がい福祉課
4	精神障がい者のグループホームへの入所希望者について	精神障がい者のグループホームへの入所希望者のニーズ調査の際は、長期入院している方の意向も確認する必要もあると思われることから病院と連携するなどの配慮をお願いしたい。	潜在的に埋もれている方も多いため希望者の掘り起こしを検討する必要があると思われるが、職員の人員も限られている中で、なかなか難しいところもあると思う。	障がい福祉課
5	就労支援事業所への支援について	あけぼの作業所や東和のまほろば作業所等については、市のトイレ清掃や廃油回収をしていると聞いているが、今後、市からの利用拡大を検討願いたい。	現在市で委託している事業所と話し合いさせていただきながら委託先を変更できそうなものがあるのか検討したい。 なお、廃油回収については現在委託の実績はない。	障がい福祉課
6	民生委員について	民生委員には、守秘義務があると思うが、職務で知りえた情報を口外する人がいる。適切な人選をお願いしたい。	民生委員は、ほとんどボランティアで多くの方は意識をもち頑張って活動していただいている。	地域福祉課
7	障がいパンフレットについて	市の障がいに関する情報について知らないことが多くある。例えばパンフレットの配置場所を検討するとか、周知につとめていただきたい。	障がい福祉に関する情報については「くらしのしおり」としてパンフレットを毎年作成している。 「くらしのしおり」は窓口相談にきた人に配布しているが、イラストを多くするなど分かりやすいものとするを検討したい。今後は、家族会にも提供するようにしたい。 そのほか福祉サービスの情報について掲載した「障がい福祉ガイドブック」を地域自立支援協議会で3年毎に作成しており、今年度更新の時期であるが同様に分かりやすい内容にし配布する予定としている。	障がい福祉課